

○死亡届の提出

手続項目	届出人	手続の時期	手続に必要なもの	摘 要	手続場所（問い合わせ先）
死亡届	・同居親族 ・その他同居者 ・同居でない親族 ・家主/地主 ・家屋又は土地の管理人	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡届書 (医師作成の死亡診断書または死体検案書が付いているもの) ・届出人の印鑑 ・手数料（300円）	死亡届受理後、火葬(埋葬)許可証を発行。 火葬・納骨には必ずこの許可証が必要です。	市民窓口課（戸籍住民係） 0735-23-3333 内線1501・1502・1503 三輪崎支所0735-31-7008 高田支所0735-29-0003 熊野川行政局0735-44-0301

○その他必要な手続

手続項目	対象者	手続の時期	手続に必要なもの	摘 要	手続場所（問い合わせ先）				
印鑑登録証の返還	印鑑登録証をお持ちの方	死亡届出後	印鑑登録証		市民窓口課（戸籍住民係） 0735-23-3333 内線1501・1502・1503 三輪崎支所0735-31-7008 高田支所0735-29-0003 熊野川行政局0735-44-0301				
住民基本台帳カードの返還	住民基本台帳カードをお持ちの方		住民基本台帳カード						
マイナンバーカードの返還	マイナンバーカードをお持ちの方		マイナンバーカード						
国民健康保険	死亡時に国民健康保険に加入していた人の親族等で葬祭を行った人（喪主）または相続人代表者	死亡届出後すみやかに	死亡者の保険証 葬祭を行った人の通帳 代表相続人の通帳	死亡者が「高齢受給者証」を持っていた場合はご持参下さい。	市民窓口課（保険年金係） 0735-23-3347				
後期高齢者医療制度	死亡時に後期高齢者医療の被保険者であった人の親族等で、葬祭を行った人（喪主）または相続人代表者	死亡届出後すみやかに	死亡者の保険証 葬祭を行った人の通帳 代表相続人の通帳						
○年金受給者 年金受給権者死亡届 未支給年金請求書	未支給年金・死亡一時金請求の場合、死亡者と生計を同じくしていた人（兄弟姉妹まで）	死亡後14日以内	○死亡届のみの場合 死亡者の年金証書・住民票の除票	手続は年金事務所です。 ただし、障害、遺族、寡婦年金（国民年金の方）を受給していた人の死亡届、未支給及び死亡一時金の手続きは、市民窓口課でも可能です。	田辺年金事務所 0739-24-0435 田辺年金事務所（新宮分室） 0735-22-8441 新宮市役所 市民窓口課（保険年金係） 0735-23-3347				
○年金加入者 死亡一時金裁定請求書			○請求がある場合 上記に加え受取人の通帳・戸籍謄本（抄本）、住民票謄本等※住民票については、マイナンバーを記載することで省略できる場合があります						
相続人代表者届出書	固定資産を所有する人の相続人代表者	死亡届出後すみやかに	税務課（資産税係） にお問い合わせ下さい。	名義人変更は法務局（登記所）での手続きが別途必要です。詳細は法務局にお問い合わせ下さい。	税務課（資産税係） 内線1206・1207				
心身障害者扶養共済加入者異動	加入者（保護者等）、障害者	死亡届出後	福祉課（障害福祉係） にお問い合わせください。		福祉課（障害福祉係） 内線1405・1406・1407				
特別障害者手当	手当受給者								
障害児福祉手当									
経過的福祉手当									
自立支援医療（更生医療）						自立支援医療（更生医療）受給者証を持っている人			
身体障害者手帳	身体障害者手帳を持っている人								
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳を持っている人								
療育手帳	療育手帳を持っている人								
自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（精神通院医療）受給者証を持っている人								
重度心身障害児者医療費受給者証	重度心身障害児者医療費受給者証を持っている人								
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当証書を持っている人								
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳を持っている人	死亡後すみやかに	福祉課（庶務係） お問い合わせ下さい。		福祉課（庶務係） 内線1408				
清浄苑使用料免除申請	生活保護受給者	死亡届出時	福祉課（援護係） お問い合わせ下さい。		福祉課（援護係） 内線1403				
軍人恩給	軍人恩給受給者	死亡後すみやかに	総務省政策統括官 恩給相談窓口 お問い合わせ下さい。		総務省政策統括官（恩給担当） 恩給相談窓口 03-5273-1400				
介護保険	介護保険証をお持ちの方	死亡届出後	健康長寿課（介護保険係） お問い合わせ下さい。		健康長寿課（介護保険係） 内線1704・1705				
子ども医療費 ひとり親家庭医療費	受給対象児童・受給対象者	死亡届出後すみやかに	子育て推進課 お問い合わせ下さい。		子育て推進課 0735-23-3344				
児童手当 児童扶養手当	手当受給者、受給対象児童								
犬の登録事項の変更	犬の登録所有者が死亡し、新しく登録所有者となる人	新しい登録所有者が決まった時							

市営墓地墳墓使用承継(名義変更)	市営墓地の使用者が死亡し、今後その墓地を祭祀される人。	死亡届出後	生活環境課(環境衛生係)にお問い合わせ下さい。	使用者の死亡から10年以内に承継(名義変更)が無い場合、使用権が取り消される場合があります。	生活環境課(環境衛生係)0735-23-3333 内線2004・2005
手数料の月払い申請者	申請会社関係者または親族等	死亡届出後すみやかに	クリーンセンターにお問い合わせください。		クリーンセンター0735-28-5337
水道使用者名義変更届	新使用者	死亡届出後すみやかに	水道事業所(業務課)にお問い合わせ下さい。	口座振替の場合、口座の変更も必要になります。手続きは金融機関、水道事業所、本庁、各支所でも可能です。	水道事業所(業務課)0735-22-5794
飲料水供給施設異動届	新名義人等	死亡届出後すみやかに	農林水産課(農林係)にお問い合わせ下さい。		農林水産課(農林係)内線5207
利用者カード	死亡者の家族	死亡後すみやかに	新宮市立図書館にお問い合わせ下さい。		新宮市立図書館0735-22-2284
市営住宅入居者 ○死亡者が名義人の場合、入居承継手続き・明け渡し手続き ○死亡した人が名義人以外の場合は、管理課へ	同居人または死亡者の親族等	死亡届出後すみやかに	管理課(住宅管理係)にお問い合わせ下さい。		管理課(住宅管理係)内線5001・5002